

COVID -19 Newsletter

April 16, 2020

COVID-19の拡散に関連する主な法的問題の取り纏め

1. 序論

世界各地で拡散している新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）に関し、大韓民国政府は、2020年2月23日付で感染症危機警報のレベルを最高水準の『深刻』に格上げすることにより、政府における総力を挙げた対応体制を稼働し、国務総理を本部長とする中央災難安全対策本部（1次長：保健福祉部長官、2次長：行政安全部長官）を運営しています。これにより、政府は、COVID-19の海外からの流入遮断、感染者の発見および接触者の隔離など、封鎖政策を実施するとともに、地域社会への拡散の遮断および抑制のための戦略を持続的に推進しており、特に2020年3月21日付で発表された『強化された社会的距離の確保』を通じて、全国的な開校の延期、一部施設と業種に対する運営制限措置等を盛り込んだ様々な政策を行っています（本ニュースレターの作成時点基準、2020年4月19日まで行う予定。）。以下では、上記現況の下における主な法的問題について、大韓民国政府の指針、関連する主な法令内容等に基づきより詳細なご説明をさせていただきます。

2.強化された社会的距離の確保 - 感染症の予防および管理に関する法律(略称:感染症予防法)に関して

保健福祉部は、2020年4月4日付で全世界的なCOVID-19の拡散、国内における集団感染の事例および海外からの流入事例の増加等により、以下のような措置を盛り込む政府措置を4月19日まで二週間延長すると発表しました。

- 宗教施設、一部類型の室内体育施設(道場、スポーツ塾、訓練施設、体育館)、風俗施設(クラブ・風俗関連業種等)、地方自治団体長の定める追加業種(ネットカフェ、カラオケボックス、学習塾等)の運営を持続的に中断し、やむを得ず運営する際には、1~2mの間隔確保、マスクの着用、手洗用の消毒剤の据え置き等、防疫当局の定める防疫遵守事項に従うものとする：運営の中断又は遵守事項の履行の如何については、該当地方自治団体が現場点検を行い、違反している施設については、感染症予防法第49条第1項第2号に基づく集合禁止命令を発動し、同命令の違反時の感染症予防法第80条第7号による処罰(罰金300万ウォン)および感染者発生の際には、入院・治療費及び防疫費用の損害賠償(求償権)の請求
- 地域社会への感染を最小限に抑えるため、療養(介護)病院、精神病院、宗教施設等を対象として集団防疫体系を構築：防疫責任者を指定し、これらが施設内の症状が出ている患者発生の有無につき、定期的に点検を行い、発生が確認される際には、防疫当局に対して届け出る義務を負わせ、防疫当局は、届出の受付がなされると、早期に診断検査を行う(感染症予防法第6条、第12条等参考)。
- 海外からの感染者管理に向け、安全保護アプリのダウンロードを義務化し、住民申告制等の自宅隔離の実効性を高め、地理情報システム(GIS)の統合マルチスクリーンを通じたリアルタイムでの離脱者管理も施行する：4月5日からは、感染症予防法に基づく自宅隔離に違反する際の処罰条項が強化され、自宅隔離違反時には、同法第79条の3第5号に基づき、一年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処される。さらに、遵守事項の違反事実が不法行為に該当し、追加の防疫措置および感染拡散等による国家への損害を誘発する場合には、民事上の損害賠償責任を負うこともある。

3. 不可抗力と契約上の義務履行の如何に関して

債務不履行責任に対する一般条項である民法第390条の但書は、債務者の過失なく債務不履行が発生した場合、債権者は損害賠償を請求することができないと定めており、通常、不可抗力は、上記の場合に該当するものと解釈されます。このように、「不可抗力」とは、当事者が予見または回避できない事由として、当事者の支配領域外において発生し、当事者に対してその責任を問うことができないものとして、その認定時、契約による給付義務が消滅する、または義務不履行による債務者の損害賠償責任が免除されます。

判例によると、不可抗力による免責が認められるためには、まず「その事業者の支配領域外において発生した事件として、その事業者が通常的手段を全て講じたとしてもこれを防止することが不可能であったことが認められる事由」である不可抗力が認められなければならない、韓国法院では、天災地変、戦争またはこれに準ずる程度の事情により、厳格に限定して不可抗力の存在を認めてきました（大法院 2007年8月23日宣告2005ダ59475、59482、59499判決参考）。上記に加え、不可抗力による免責が認められるためには、不可抗力的な事情と債務不履行との間における因果関係が認められなければなりません（大法院 2018年11月29日宣告2014ダ233480判決参照）。

現在のコロナショックが不可抗力として認められるのか、仮に不可抗力として認められたとしても、当該不可抗力の存在と私人間における契約書上の各種の支払義務の不履行との間の因果関係が認められるかについては、各根拠契約の具体的な内容および個別的な状況に応じて別途判断されることです。ただし、上記に関して、2020年2月29日付の国土交通部が報道した報道資料によると、国土交通部は、コロナショックを民間建設工事標準契約書の第17条に基づく『伝染病等の不可抗力の事態により契約履行が著しく困難な場合』に該当し得るという旨で解釈し、感染者または感染の疑いがある者の発生等によって工事が遅れるのであれば、現場の与件と諸事情を考慮し、工期の延長、契約金額の調整、遅滞償金の免責等が可能であると解釈しており、参考にする必要があります。

4. 商法上の株式会社における機関運営に関して

金融委員会は、2020年2月26日付でCOVID-19の拡散に対応する定時株主総会における安全開催支援策を設け、(i) COVID-19の影響等によりやむを得ず事業報告書等の期限内提出が不可能な場合における資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場法）ないし株式会社の外部監査に関する法律（外部監査法）上の行政制裁を免除する方案、(ii) 3月の定時株主総会において財務諸表の承認が難しい場合、定時株主総会の延期・続行により、4月以降に財務諸表の承認を行うようにし、商法違反の懸念を解消する方案、(iii) 安全な株主総会の開催に向け、総会に出席できないとしても、議決権の行使が可能な方法（電子投票、電子委任状）について案内する方案等に関して報道しています。このうち、(i) は、2020年3月18日までに事前申請を行い、証券先物委員会の議決を通じて制裁が免除された一部要件充足に該当する会社らに限って適用されることになるところ、以下では、一般の株式会社らに共通して適用される(ii) および(iii) に関連し、商法関連の条文等を中心に簡単な追加説明を行います。

商法第448条に基づき、理事（取締役）は、財務諸表、監査報告書を定時株主総会（通常定款により3月開催）の一週間前までに、本店等に備え置きしなければならず、違反する際、500万ウォン以下の過料が賦課されます（商法第635条第1項第24号）。これに関連し、法務部は、上記報道資料においてCOVID-19等の不可抗力的な事由により外部監査の完了が難しくなり、定時株主総会の予定日前に、上記書類の備え置きが不可能であれば、商法上の過料賦課の対象にはならないという立場をとっています。

次に、商法第372条に基づき、株主総会成立の後には、再び招集通知・公告をせずに、株主総会を後日延期または続行することができます。ただし、延期または続行決議は、当該株主総会における普通決議（出席株主の過半数と発行済み株式総数の四分の一以上の賛成）により可能であり、延期総会または継続総会において決議できる事項は、最初の招集通知書に記載されている事項に限られ、最初の株主総会の決議と同一の効力を有します。これに関連し、法務部は、上記の報道資料において、例えば、3月の定時株主総会において財務諸表の承認が難しい場合、当該株主総会において延期または続行の決議を行い、4月以降に株主総会を再度開催できるものとし、当該定時株主総会で確定された決算結果に従って定期配当が可能であり、このような場合、基準日等の関連商法の規定違反の如何が問題になり得るものの、不可抗力の事由によるものであるため、延期・続行された株主総会の決議効力は、有効であると判断されると解釈しました。

商法第368条の3に基づき、株主は、定款の定めにより、総会に出席せずに、書面で議決権を行使することができ、商法第368条の4に基づき、会社は、理事会（取締役会）の決議により株主が総会に出席せず

に、電子的方法により議決権を行使できるものと定められます（同条第4項により同一の株式に関しては、電子投票または書面投票のうちいずれかの方法を選択しなければならない。）。これと関連して同報道資料において、政府は、定時株主総会の開催を準備する会社に対し、株主の電子投票または書面投票の活用を積極的に誘導し、電子委任状制度を活用して議決権の代理行使を勧めるものとし、感染者が事業場の株主総会場を訪問する場合、事業場の閉鎖に繋がるリスクを最小限にとどめることができることを強調しました。参考までに、2020年2月現在、国内の電子投票、電子委任状の処理が可能な会社現況については、次のとおりです。

区分	KOSPI	KOSDAQ	KONEX	その他	合計
電子投票	461	1,064	10	125	1,660
電子委任状	419	1,040	10	78	1,547

5. 労働関係法に関して

最近、COVID-19感染が拡散するなか、雇用労働部は、2020年3月6日付で休業、休職、解雇、年次休暇、在宅勤務、その他の支援金制度等のCOVID-19関連の労働関係法に対する主な質疑応答を作成し配布しています。以下では、このうちの主要内容に関して、簡単にまとめ説明させていただきます。

- 休業・休職・解雇に関して：** 労働者のうち感染者、症状がある者または感染者との接触者が発生することにより、追加の感染防止に向けた消毒・防疫等のために事業場の全体または一部を休業した場合には、使用者の帰責事由として見るのが難しいため、原則として、休業手当での支給義務は生じないものの（ただし、労働者の生計保護のため可及的かつ自発的に有給処理をするよう勧告）、労働者のうち感染者、症状がある者、接触者等が存在しないものの、感染者の訪問による防疫措置が完了した後も、使用者の自主的な判断により休業する場合には、使用者の帰責事由に該当するため、休業手当*を支給しなければなりません（勤労基準法第46条）。

* 平均賃金の70%以上の支給（平均賃金の70%が通常賃金を超えると、通常賃金を休業手当として支給することができる。）。ただし、労働委員会の承認を得た場合には、平均賃金の70%未満（無給を含む。）の休業手当での支給が可能である。

- 一方、COVID-19の拡散による売上減少等の理由により、原則として、使用者が一方向的に給与の削減等の労働条件を引き下げる、またはこれを強要することはできず、勤労条件の変更のためには、個別労働者の真正な意思に基づく同意を得なければならず、そのような場合にも、変更とな

った労働条件が就業規則や団体協約に満たない場合には、使用者が勧告辞職*を要求することができず、万が一、使用者が賃金の削減や勧告辞職を労働者が受け入れないことを理由に解雇する場合、労働者は労働委員会に対して不当解雇救済申請を行うことができます（勤労基準法第23条、第28条）。また、使用者が一方的に無給休職を実施する場合、原則として、休業手当を支給しなければならないものの（勤労基準法第46条）、売上が急減し、赤字が続くなどの事由により、雇用の調整が避けられないほど緊迫した経営上の必要性が生じた場合には、使用者が解雇回避努力の一環として、雇用調整の代わりに労使合意を通じて無給休職を行うことは可能（大法院2001ダ14665参照）です。

*勧告辞職は、通常使用者が労働者に対して辞職を勧誘し、勤労者がこれを受け入れ（同意）て辞職する方式の労働関係終了の形態をいう。

- **年次休暇に関して:** 勤労基準法第60条に基づき年次有給休暇は、労働者が請求する時期に与えなければならないが、事業運営に莫大な支障をもたらす場合には、時期の変更が可能です。よって、COVID-19の拡散による病気休暇・休職等により一時的に人材不足が起こる、または休暇請求日が集中するなど、事業運営に莫大な支障がある場合には、時期変更権を行使することができます。
- **在宅勤務に関して:** 在宅勤務に対する事項が労働（勤労）契約や就業規則・団体協約に明示されている場合には、事業場はこれを遵守しなければなりません。ただし、労働契約・就業規則・団体協約等の規定には関連する内容を明示しないまま、単に会社の配慮により、希望者に対して在宅勤務ができるよう公知したのであれば、一部の部署・社員に対する在宅勤務の制限そのものが法違反であると見ることは難しいです。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts



金潤希 (キム・ユンヒ)
Partner

☎ +82-2-316-4025

✉ yhekim@shinkim.com



金永根 (キム・ヨングン)
Partner

☎ +82-2-316-1608

✉ ygkim@shinkim.com



周旻貞 (ジュ・ミンジョン)
Partner

☎ +82-2-316-4658

✉ mjejoo@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.